参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

令和７年11月５日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職　理事　福山　賢一

1　当該招請の主旨

石綿健康被害救済認定・給付システム（以下「本システム」という。）は平成18年３月の石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）の制定に伴い、独立行政法人環境再生保全機構の申請から給付に至る業務を実施するための基幹システムとして構築した後、平成22年度及び令和３年度に再構築し、機微な個人情報を取扱う基幹業務システムとして運用している。

今般、継続的な救済給付業務に資するため、本システムの一部改修を実施する。また、当該改修を踏まえ、令和８年度末までの運用保守管理業務も合わせて行う。

本件調達に当たっては、本システムの安定的な稼働が業務上必須となっていることから、石綿健康被害救済制度について、十分な知識を有していることが必要不可欠である。そのため、本システムの現行保守業者であり業務全般において必要な知見を有している特定の者（以下「特定事業者」という。）のみがこの条件を満たし本件を履行できる唯一の者と思料されることから、当該特定事業者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定事業者以外の者で、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定事業者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札（最低価格落札方式）の手続に移行する予定である。

2　業務概要

⑴　業務名　石綿健康被害救済認定・給付システムの一部改修及び運用保守管理業務

⑵　業務内容　石綿健康被害救済認定・給付システムの一部改修を行い、合わせて運用保守を調達するもの。

⑶　履行期間　改修：契約日～令和８年３月31日　運用保守管理：令和８年４月１日～令和９年３月31日

3　応募要件

⑴　公募に応募することができない者

①　独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第４条に規定する契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

②　取扱細則第５条に規定する契約の履行に当たり、品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑵　基本要件

①　令和07・08・09年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等の「A」又は「B」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

②　公募要領、契約書（案）、仕様書及び本件に必要なその他の書類（以下「公募要領等」という。）の交付を受けた者であること。

③　暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

④　特定個人情報管理状況調査票のすべての確認項目が実施済又は対応済であること（非該当項目を除く。）。

⑤　特定個人情報の取扱いに関する契約書を締結できる者であること。

⑥　仕様書８.⑵に示す事前提出物を提出可能であること。

⑶　技術力に関する要件　以下の要件をすべて満たすこと。また、その証左となる資料を提出すること。

＜公的な資格や認証等の取得＞

①　本公募に応募しようとする者（以下「応募者」という。）の本案件に対応する部門は、情報セキュリティマネジメントシステム「ＪＩＳＱ27001」又は「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001」の認証を有していること。

②　応募者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

ア　品質マネジメントシステムの規格である「ＪＩＳＱ9001」又は「ＩＳＯ9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。

イ　上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質管理手順規程等を提示すること。）。

4　手続等

⑴　担当部署　〒212―8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番　独立行政法人環境再生保全機構　石綿健康被害救済部　企画調整課　遠藤、佐々木

電話：044―520―9614
ＦＡＸ：044―520―2193
e-mail：i-kikaku@erca.go.jp

⑵　公募要領等の交付期間及び交付場所　公示から令和７年11月19日（水曜日）における平日10時00分～17時00分の時間帯（ただし、12時00分～13時00分は除く。）。⑴に同じ。

⑶　参加意思確認書及び提出物の提出期限、場所及び方法　令和７年11月21日（金曜日）17時00分まで。⑴に同じ。持参、郵送、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者による信書便又は電子媒体のいずれかの方法による。なお、郵送、信書便又は電子媒体の場合には、提出期限までに必着のこと。

5　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　詳細は公募要領等による。

6　Summary

⑴　Subject matter of contract: Partial modification and operation and maintenance services for the Asbestos-related Health Damage Relief Certification and Benefit System

⑵　Time-limit to express interests : 5 : 00 PM November 21, 2025

⑶　Contact point for the documentation relating to the proposal: Endo／Sasaki, Planning and Coordination Division, Department of Asbestos-related Health Damage Relief, the Environmental Restoration and Conservation Agency of Japan, 1310, Omiya-cho, Saiwai-ku, Kawasaki, Kanagawa, 212―8554, Japan, TEL : 044―520―9614
e-mail：i-kikaku@erca.go.jp